

## 福島県産地生産基盤パワーアップ事業事務取扱要領

(趣 旨)

**第1** この要領は、産地生産基盤パワーアップ事業の実施について、次に定めるもののほか細部の事務取扱について定めるものとする（以下、「本事務取扱要領」という。）。

- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。)
- 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年9月26日政令第255号)
- 農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年4月30日農林省令第18号)
- 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知。以下「国要綱」という。）
- 強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて(令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。以下「国事務取扱」という。)
- 強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について（令和4年4月1日付け3新食第2087号、3農産第2896号、3畜産第1989号農林水産省総括審議官(新事業・食品産業)、農林水産省農産局長、農林水産省畜産局長通知。)
- 農業協同組合等が補助事業により実施する農業施設等の建設・製造請負契約における最低制限価格制について（昭和53年4月12日付け53経第639号農林事務次官通知)
- 補助事業等によって導入する農業機械の選定について（令和6年9月24日付け6農産第2268号農林水産事務次官依命通知)
- 福島県補助金等の交付等に関する規則(昭和45年10月27日福島県規則第107号。以下「規則」という。)
- 福島県補助金等の交付等に関する規則の運用について(昭和45年10月28日45財第136号福島県総務部長通達)
- 福島県農畜産物産地体制強化事業補助金等交付金交付要綱(平成17年4月1日付け17生流第230号農林水産部長通知。以下「交付要綱」という。)
- 国庫補助事業の実施手続きについて(令和7年5月19日付け7生流第748号農林水産部長通知)

(産地パワーアップ計画の提出)

**第2** 取組主体は、国要綱別記2の第10の4(1)の規定に基づき取組主体計画を作成し、地域農業再生協議会長（以下「地域協議会長」という。）に提出する。

- 2 地域協議会長は、取組主体から提出があった取組主体計画を国要綱別記2の第10の3に基づき産地パワーアップ計画（国要綱別記2別添参考様式2-1号）に位置づけ、産地パワーアップ計画承認申請書（国要綱別記2別紙様式第4号）に添付し、市町村長に提出するものとする。
- 3 市町村長は、産地パワーアップ計画承認申請書（第1号様式）を作成し、福島県農林事務所長（以下「所長」という。）を經由し福島県知事（以下「知事」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。
- 4 知事は、審査の結果適当と認められるときは、所長を經由し市町村長に対し、承認を行うものとする（第2号様式）。
- 5 福島県農林事務所の域を越える広域的な補助事業者等（以下「直接補助事業者」という。）が取組主体である場合は、1の規定に基づき取組主体計画を作成し、複数ある地域協議会のうち、代表とする地域協議会長（以下「代表する地域協議会長」という。）に提出するものとし、それを受けた代表する地域協議会長は、2の規定による産地パワーアップ計画及び産地パワーアップ計画承認申請書（第1号様式）を直接知事に提出し、承認を受けるものとする（第2号様式）。

（補助金又は助成金の割当内示）

- 第3** 農林水産部長（以下「部長」という。）は、予算の範囲内で所長に対し、補助金又は助成金（以下「補助金等」という。）の割当内示を行うものとする（第3号様式の1）。
- 2 所長は、配分された補助金等の範囲内で、市町村長に対し、補助金額又は助成金額（以下「補助金額等」という。）を割当内示するものとする（第3号様式の2）。
  - 3 部長は、直接補助事業者に対しては、1及び2の規定にかかわらず、直接補助金額等の割当内示をすることが出来るものとする（第3号様式の2）。

（事業実施設計書の作成）

- 第4** 取組主体は、国事務取扱第1の1の規定に基づき実施設計書を作成し、第2号様式により市町村を經由して所長に提出するものとする。
- 2 提出を受けた所長は、実施設計書の写しを部長に送付する。
  - 3 直接補助事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（補助金等交付申請書の提出）

- 第5** 市町村長は、第3の2の規定による補助金額等の割当内示があったときは、別に指示された日までに交付要綱第3条第1項による補助金等交付申請書を所長に提出するものとする。
- 2 直接補助事業者の長は、1の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(補助金等の交付の決定)

- 第6** 知事又は所長は、補助対象事業にかかる補助金等の交付を決定したときは、市町村又は直接補助事業者の長に対し交付決定通知書(第5号様式の書例を参照すること。)を交付するものとする。
- 2 所長は、補助金等の交付を決定したときは、補助金等交付申請書の写し及び交付決定通知書の写しを部長に送付するものとする。

(着工制限)

- 第7** 国要綱第6の2(2)のただし書の規定に基づき取組主体が交付決定前に事業の着工等を行う場合は、交付決定前着手届(国要綱別記2別紙様式第9号)を市町村長に提出するものとする。
- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、必要性を検討のうえ、所長に届け出るものとする。
- 3 2の規定による提出を受けた所長は、必要性を検討のうえ、部長に写しを送付するものとする。
- 4 直接補助事業者の長は、1及び2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(事業の施行)

- 第8** 取組主体は、補助事業を遂行するため、売買、請負、その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 2 整備事業については、1のただし書きの規定による場合、あらかじめ、国事務取扱別記様式第3号を準用し、その理由、選定方法等を市町村長に提出し、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を受けた上で、指名競争入札に付するものとする。
- 3 取組主体が農業協同組合、農事組合法人及び農業者等の組織する団体等の場合、農業施設等の建設・製造請負契約において最低制限価格制を採用するにあたっては、慎重に検討の上特別の事情によりやむを得ない場合にのみ限定されるものとする。この場合にあっては、予定価格に対し、高率な最低制限価格を設定し、競争の利益を失わないように留意するものとする。
- 4 2の規定による提出を受けた市町村長は、所長に提出するものとする。
- 5 3の規定による提出を受けた所長は、適正な契約手続きを確保するための必要な指示を行うものとする。
- 6 直接補助事業者の長は、2及び4の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

- 7 取組主体は、試験研究又は実験の用に供する以外の目的であって、安全性検査の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和7年度以降新たに発売される型式のものについて補助金等を活用して導入する（リース導入を含む）場合にあっては、安全性検査に合格したものの中から選定するものとする。

（談合等不正行為の防止）

**第9** 取組主体は、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号農林水産事務次官依命通知）第54条の2（A）を例として、補助対象事業に係る工事の請負契約又は代行施工契約等の契約書に、談合等不正行為があった場合の違約金等に係る条項を設けるなど、談合等不正行為の防止に努めるものとする。

- 2 補助対象事業に係る工事において、刑法の競争入札妨害罪、談合罪等により関係者が起訴された場合又は公正取引委員会の排除措置命令若しくは課徴金納付命令が出された場合は、所長は、「補助事業等における談合等の不正行為に係る違約金等の取扱いについて」（平成19年11月20日付け19経第1245号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、速やかに必要な手続等を行うものとする。

- 3 取組主体は、売買、請負、その他の契約をする場合には、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書（国要綱別記様式第2号準用）の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させないものとする。

（入札結果報告・着工等届）

**第10** 取組主体は、事業にかかる契約をしたときは、市町村長にすみやかにその結果を入札結果報告・着工届（国事務取扱別記様式第1号準用）により報告するものとする。

- 2 1の規定による提出を受けた市町村長は、所長に提出するものとする。  
3 直接補助事業者は、1及び2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

（変更届）

**第11** 取組主体の長は、交付要綱別表に規定する重要な変更をする場合には、交付要綱第5条に基づいて行うものとするが、交付要綱第4条第1項に規定する軽微な変更を行う場合には、事前に市町村長に協議のうえ、適当と認められた場合はすみやかに市町村長に文書により届け出るものとする。

- 2 1の規定による文書の提出を受けた市町村長は、変更届（第6号様式）を所長に提出するものとする。  
3 直接補助事業者の長は、1及び2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

る。

(完了報告書)

**第 12** 取組主体は、工事を伴う（機械等の発注を含む。）補助対象事業が完了したときは、しゅん功検査を行い市町村長にすみやかにしゅん功届（国事務取扱別記様式第 5 号準用）を提出するものとする。

2 1 の規定による提出を受けた市町村長は、補助対象事業が適正に行われたことを確認し、すみやかに 1 の規定によるしゅん功届及び交付要綱第 8 条第 2 項による完了報告書を所長に提出するものとする。

3 直接補助事業者は、1 及び 2 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(実績報告書)

**第 13** 取組主体は、補助事業が完了したときは、市町村長が定める補助金交付要綱等に基づき実績報告書を作成し、必要な書類を添付して市町村長に提出するものとする。

2 1 の規定による提出を受けた市町村長は、当該報告書を審査し、すべての補助対象事業が適正に完了したことを確認して交付要綱第 9 条第 1 項による実績報告書を作成し、必要な書類を添付して所長に提出するものとする。

3 工事を伴う補助事業にあつて、1 の規定でいう必要な書類とは、出来高設計書、図面、工事写真、財産管理台帳等とする。

4 所長は、2 の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

5 直接補助事業者の長は、1 及び 2 の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(事業実施状況報告書)

**第 14** 取組主体は、国要綱別記 2 の第 15 の 1 の規定に基づき、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、取組主体事業実施状況報告書（国要綱別記 2 別紙様式第 18 号又は第 19 号）を作成し、翌年度の 6 月末日までに地域協議会長に提出するものとする。

2 地域協議会長は、1 の規定による取組主体からの報告を受け、国要綱別記 2 の第 15 の 2 の規定に基づき、産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書（国要綱別記 2 別紙様式第 20 号）を作成し、報告が提出された年度の 7 月末日までに市町村長に提出するものとする。

3 2 の規定による報告を受けた市町村長は、当該報告書の内容を検討し、必要に応じ地域協議会長及び取組主体に対して適切な措置を講じるとともに、部長が別に定める期限までに所長に提出するものとする。

4 所長は、3 の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

5 直接補助事業者は、1 の規定に基づき取組主体事業実施状況報告書を作成し、代表す

る地域協議会長に提出するものとし、報告を受けた代表する地域協議会長は、2の規定に基づき産地生産基盤パワーアップ事業実施状況報告書を作成し、報告が提出された年度の7月末日までに直接知事に提出するものとする。

(事業評価報告書)

**第15** 取組主体は、国要綱別記2の第16の1の規定に基づき、取組主体計画の目標年度の翌年度に、目標年度における取組目標の達成状況について自ら評価を行い、取組主体事業評価報告書(国要綱別記2別紙様式第18号又は第19号)を作成し、目標年度の翌年度の6月末日までに地域協議会長に提出するものとする。

2 地域協議会長は、1の規定による取組主体からの事業評価報告を受け、国要綱別記2の第16の2の規定に基づき、産地パワーアップ計画に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、産地生産基盤パワーアップ事業評価報告書(国要綱別記2別紙様式第20号)を作成し、当該年度の7月末日までに市町村長に提出するものとする。

3 2の規定による報告を受けた市町村長は、当該報告の内容を点検評価し、部長が別に定める期限までに所長に提出するものとする。

また、市町村長は、必要に応じ事業実施主体に対して必要な改善措置を指導するとともに、当該成果目標が達成されるまでの間、1の規定に準じ改善状況の報告をさせるものとする。

4 所長は、3の規定による提出を受けたときは、写しを部長に提出するものとする。

5 直接補助事業者は、1の規定に基づき取組主体事業評価報告書を作成し、代表する地域協議会長に提出するものとし、報告を受けた代表する地域協議会長は、2の規定に基づき産地生産基盤パワーアップ事業評価報告書を作成し、当該年度の7月末日までに直接知事に提出するものとする。

(成果確認検査)

**第16** 知事又は所長は、第12に基づく実績報告書の提出を受けたときは事業の成果確認検査を行うものとする。事業の確認検査に当たっては、「農林水産部所管の補助事業等に係る検査事務取扱要領」(平成6年4月1日付け6農第36号農林水産部長通知)に基づいて行うものとする。

(補助金等の額の確定)

**第17** 知事又は所長は、前項の成果確認検査により、補助金等交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定するものとする。補助金等の額の確定に当たっては、「補助金等の額の確定に関する事務取扱について」(昭和50年1月27日付け50農林第14号農地林務部長通知)又は「補助金等の額の確定について」(昭和51年8月20日付け51農

政号外農政部長通知)に基づいて行うものとする。

(財産の処分等)

**第 18** 取組主体は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等適正化法に基づき処分等をしようとする場合には、国事務取扱による各申請書を市町村長に提出するものとする。

2 前項の承認申請書の提出を受けた市町村長は、これを所長を経由して知事に提出するものとする。

3 直接補助事業者は、1及び2の規定にかかわらず、直接知事に提出するものとする。

(その他)

**第 19** 部長は、必要に応じて、執行状況等の報告を随時求めることができるものとする。

2 この事務取扱要領に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この事務取扱要領は、令和2年4月1日から施行する。

2 この事務取扱要領の施行に伴い、産地パワーアップ事業事務取扱要領(平成28年6月1日付け28生流第643号福島県農林水産部長通知。以下「旧事務取扱要領」という。)は廃止する。

3 旧事務取扱要領に基づき令和元年度までに実施した事業については、事業実施状況の報告及び評価を除き、なお従前の例による。

附 則

この事務取扱要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、令和5年2月17日から施行する。

附 則

この事務取扱要領は、令和7年5月19日から施行する。